

32 渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成21年12月24日、東京都渋谷区の住民1人から、グラフィックデザイン業者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が発生させる作業音のために、同じマンションに住む申請人は不眠やストレスによる体調不良等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金249万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。